

## レギュラトリーサイエンス学会 謝金規定

平成23年1月31日 理事会決議

### (目的)

第1条 この規程は、本会の事業に伴う各種謝金の支払いを示すものである。

### (謝金の定義)

第2条 謝金とは、シンポジウム等において学会の非会員が講演等を行った場合、学会誌へ投稿された原稿について編集委員会の依頼に基づき学会の会員若しくは非会員が査読した場合等に支払われる金銭をいう。

### (適用の範囲)

第3条 この規定に示す基準は、原則として講演および査読に適用する。但し、特別に配慮を要する場合は除外する。

### (謝金の基準額)

第4条 謝金の基準額は別表の通りとする。なお、旅費に関しては、別途旅費規定において定める。

### (規定の改廃)

第5条 この規定の改廃は、理事会の決議を必要とする。

### 別表

| 区分 | 会員 | 非会員     |
|----|----|---------|
| 講演 | なし | 20,000円 |
| 査読 | なし | 2,000円  |

※1回あたりの基準額

※上記は源泉所得税を含まない金額とする

以上